No.	意見の要旨	区の考え方
1	禁煙重点地区の指定時間を24時間化するとあるが、禁煙重点地区を指定していること自体がナンセンスだと思う。全区域禁煙にするのが普通ではないか。豊洲近辺は公園での堂々とした喫煙者は近年減ってはいるが、その分運河沿い等人目につかないところで喫煙する輩が後を絶たない。恐らく区外から来ている人間がほとんどで江東区は喫煙規制が緩いと感じていると思う。とても迷惑だ。	禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。
2	けたら、機動力のある警察に通報すれば対処してもらえるように制度を整備すべき。 江東区は、歩きたばこのみ禁止し、立ち止まっての喫煙は現状野放しで、受動喫煙対策は何ら講じてこなかった。歩きたばこさえも罰則がないため、違反者が多かった。 受動喫煙相談窓口(専用窓口)を開設してほしい。 「区長への手紙」で通報すると3回目以降の個別対応をしないというのはおかしいと思う。 状況が変わっていないのだから、3回目以降も丁寧に対応すべきである。「区長への手紙」 以外の相談、通報、意見の窓口をつくるべき。「区長への手紙」の運用は丁寧な個別対応と 正反対。 厳格な指導、取り締まり、罰則適用を行うべきである。 たばこを吸われる方には、喫煙所マップで周知し、公衆喫煙所のみで喫煙することを義務化 すべき。 喫煙所設置経費補助金交付制度を設け、喫煙所整備を進めるべき。 喫煙所設置経費補助金交付制度を設け、喫煙所整備を進めるべき。 喫煙者を減少させることは、区民の健康増進、医療費削減、受動喫煙被害減少にもつなが る。禁煙外来受診助成制度を設けるべき。	禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。 喫煙行為に対しては罰則で規制するだけではなく、喫煙者のマナー・モラルの向上も広げていくことが大切であり、区立公園及び児童遊園での喫煙行為に対しては、禁煙看板の設置による啓発、職員によるパトロールでの指導により、公園利用者の安全と安心を守るよう努めてまいります。 閉鎖型公衆喫煙所の整備は、民間事業者等との連携も含め、進めてまいります。 罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。 屋外における受動喫煙被害の相談等は、「区長への手紙」のほか、担当部署にて区ホームページ(問い合わせフォーム)・電話・FAX・窓口で受け付けており、現時点では、専用窓口を設ける予定はございません。なお、「区長への手紙」にて同一人から寄せられた同趣旨・類似の4回目以降の情報提供につきましては、回答は同内容となるため控えます(「区長への手紙の取扱いに関する要綱」第7条第3項による)が、継続して個別に対策を講じております。 広く一般に利用可能な喫煙場所を掲載したMAPを作成・配布し、ルール遵守を促してまいります。 民間事業者による公衆喫煙所新設への助成は、制度設計に着手してまいります。 こコチン依存症治療に保険が適用される区内の医療機関をまとめたリーフレットを作成・配布しています。また、禁煙を希望する区民への支援施策として、令和2年度より禁煙外来治療費の一部助成事業を実施しています。引き続き喫煙率の減少に取り組んでまいります。
3	公的・準公的な場所における喫煙は全面禁止にすべきです。また、こうした場所における喫煙者に対しては、権限を付与された人々(例:シルバーボランティア)によって罰則・罰金を科すべきだと考えます。さらに、公的な場での喫煙以外に、喫煙そのものをなくすため、区が具体的な行動を起こすことを強く望みます。すでに禁煙先進国や近隣区には、(準)公的場での喫煙や負のマナーに対し強いメッセージを送り、罰金を科すなど、先進的な取り組みを実装している実態があります。江東区はこうした先進の国や自治体に後塵を拝している実態を反省し、「昭和」の反復による行政を改め、エビデンスに依拠した先進的思考と社会正義実現のための実践へと方針を転換すべきだと考えます。	禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。 罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。
4	努力義務(罰則なし)で追加をお願いします。 1.マンションなど集合住宅において、ベランダ・バルコニーなどでの喫煙は、望まない受動 喫煙のおそれや、洗濯物などへの汚染の被害のおそれがあります。喫煙者は、近隣住民など への望まない受動喫煙の防止に努めること。 2.公共の道路、公園などに接する建物や敷地などでの喫煙は、望まない受動喫煙のおそれが あります。喫煙者は、近隣住民、通行人などへの望まない受動喫煙の防止に努めること。 希望いたします。	受動喫煙防止の配慮義務につきましては、区民等の責務として「江東区歩行喫煙等の防止に関する条例(第4条第2項)」に定めております。今後の条例改正において、私有地内で喫煙する際も周囲に配慮しなければならない旨、わかりやすい表現となるよう検討してまいります。

5	隣が換気扇のしたで喫煙してます。副流煙が我が家に入ってきます。何回も、注意したのですが、法律を盾に止めません、大変悩んでいます。喫煙所の設立を、おねがいします。	民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。
	タバコに関する基本方針改訂素案の内、閉鎖型喫煙所の整備につきましては、特に力を入れていただきたい項目です。 先に結論を申し上げますと、西大島駅A4出口の江東区区民センターの、未使用地に喫煙所を設置していただくと、近隣地域での路上喫煙およびポイ捨てがかなり改善すると考えております。具体的には、区民センターの明治通り側、バス停のところにある、通り抜けができる歩道がある場所です。この場所は、本来は通り抜けが禁止されている場所ですが、皆、通り抜けをしております。しかし、実際、この場所は必要なのか、もっと他に活用法があるのではないかと、以前より思っておりました。この場所を活用すれば、広い閉鎖型喫煙所を設置することができると思いますし、西大島駅周辺の、路上喫煙及びポイ捨てもかなり減少するのではないかと思っております。 江東区の喫煙ルール、マナーの徹底、及び、閉鎖型喫煙所の設置に期待しております。	当該用地は自転車駐車場となっておりますので、閉鎖型公衆喫煙所の新設は難しい状況ですが、総合区民センター大規模改修の機会を捉える等、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。なお、現時点では総合区民センター敷地内に公衆喫煙所を整備する予定はありません。
7	しっかり検討していただきありがとうございます。 家の周りで毎日のように喫煙とポイ捨てが多いです。特に歩きタバコと車に乗っている人が 駐車して喫煙してポイ捨てがあります。注意すると反対に文句を言われ、注意しにくいで す。火災にあっていることもあり心配です。 禁止の徹底は難しいと思います。でも罰則規定は低減に少しでも寄与すると思います。とい うことで、次の項目を検討していただけるとありがたいです。 1.区内全域で罰則の適用(ポイ捨て、喫煙) 2.罰則内容の道路での掲示	禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。 罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。罰則内容は、道路上に掲示いたします。
8	清澄公園に喫煙場所がなくなってからかえって、至る所で吸われていると感じたことがあった。子どもが生まれてからは公園の遊具のちかくのタバコのポイ捨てゴミが気になった。子ども家庭支援センターの児童館の入り口近くなどで喫煙している方もいて、子どもがいる場所の側での路上喫煙をやめさせるような掲示などができないか。	清澄公園は、東京都が管理する公園のため、いただいたご意見につきましては、関係部署にお伝えしました。 禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。
0)	喫煙者は喫煙場所を与えてくれればそこで喫煙します。規則や罰則ばかりではなく、喫煙場 所の確保や整備にも配慮が必要です。	民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めて まいります。
10	に瓜皿があり受動喫煙させられている。ジョギング途由に路上喫煙者の煙を吸わされてしま	禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。 私有地内での喫煙につきましても、周囲への受動喫煙防止の配慮義務がありますので、強制力のある対応はできませんが、引き続き、施設管理者への周知等に取り組んでまいります。 罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。

11	駅前で路上喫煙やポイ捨てをよく目にします。喫煙所の少なさが原因だと感じますので、駅前のわかりやすい場所に喫煙所を設置してほしいです。(できれば紙巻にばこはクサイので加熱式専用にしてもらえれば嬉しいです。)	民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。
12	公園内での喫煙やタバコごみのポイ捨てが目立つ。もっと厳しい罰則をつけて欲しい。	喫煙行為に対しては罰則で規制するだけではなく、喫煙者のマナー・モラルの向上も広げていくことが大切であり、区立公園及び児童遊園での喫煙行為に対しては、禁煙看板の設置による啓発、職員によるパトロールでの指導により、公園利用者の安全と安心を守るよう努めてまいります。
13	で飲酒・喫煙によるゴミ放置をよく見かける。幼児・児童が歩いていてもたばこを持つ手が こどもの目線で危ないなどの強制力や具体案はどのようにされるのか記載されるのか。他、	歩行喫煙等につきましては、パトロール指導員が区内全駅周辺を巡回し、違反行為の是正・中止を指導しています。違反行為が見受けられる場所がありましたら、情報提供いただければ幸いです。 公園や塩の道等の喫煙者が多く集まる箇所につきましては、職員によるパトロールや看板掲示による喫煙マナーの啓発等を行ってまいります。 罰則や指導に関する詳細は、本方針ではなく条例等により定めてまいります。 外国人への周知は、多言語対応の啓発物等を活用して今後も取り組んでまいります。 私有地内での喫煙につきましても、周囲への受動喫煙防止の配慮義務がありますので、強制力のある対応はできませんが、引き続き、施設管理者への周知等に取り組んでまいります。
14		禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。
15	4-(4)(5)の啓発、対応ですが取組が具体的に記されておらず、受け身に読み解けます。江東区は元気な高齢者も多く、歩きタバコやポイ捨ての多くは高齢の方と(目撃して)感じております。視野が狭くなると運転の危険は社会問題ですが、路上喫煙もかなり危なく、こどもとの接触、行列での喫煙、他人の庭、家財へのポイ捨ては意識なくしているのではと疑わしい場面を何度も目撃しております。年齢差別になるかもしれませんが、意識が低いと思われる高齢者、高齢者が集う施設、などへの啓発も盛り込んでいただきたいと存じます。自身も敷地内、花壇にポイ捨てされ火事の危険を感じており、取締もできるだけしていただきたいですが啓発にこそ長期的にみて効果があると思いますので、何卒よろしくお願いいたします。	一部の喫煙者による心ないルール違反がなくならない現状があります。高齢者に限定した表記の追記はしませんが、ご意見を踏まえ、広く啓発活動に取り組んでまいります。
16	罰則付きで区内全域完全禁煙にして、受動喫煙を完全に防止すべき。 禁煙重点地区は、特に禁煙取り締まりを強化するエリアとして監視カメラももうけて、喫煙を監視、取り締まりするのはよいが、それ以外はたばこ吸いたい放題とするのはおかしい。違反者は区のホームページで顔写真公開するとよい。たばこ利権優勢の政策を改めるべき。タクシー運転手の路上喫煙が目立ち迷惑。条例で、区内全域タクシー運転手の禁煙を定めてほしい。タクシー事業者、タクシー運転手への取り締まり、指導も強化して欲しい。バイク、自転車乗車中の禁煙を徹底して欲しい。バイク、自転車乗車中の禁煙を周知徹底し、取り締まりを強化して欲しい。	禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。 規制の対象は特定の事業者に限りませんので、条例においてタクシー事業者等に限定した表記はしませんが、引き続き、指導等、個別に対応してまいります。 自転車等による移動中の禁煙につきましては、周知を徹底し、警察とも連携しながら対応してまいります。

17	路上タバコ、ポイ捨て、歩きタバコとにかくマナーが悪い。 公園内も喫煙禁止って書いてあるのに堂々と吸っている。 もう外での喫煙は全面禁煙にしていただき、罰則なども強化して欲しい。禁止エリアで吸っ てたら通報していいとかにして欲しいくらい、そのくらい嫌です。 きっと喫煙できる場所がないからだと思うので、喫煙ボックスなどをつくるなどしてみるの はどうでしょう。	禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。 罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。 喫煙場所の確保につきましては、民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。 公園内の喫煙につきましては、ご意見を踏まえ、一層のルールの周知と注意喚起を行ってまいります。
18	路上喫煙も覚醒剤やコカイン並みに取り締まるべき。臭いが迷惑だし、健康被害で莫大な医療費損失。社会の害悪。 区内全域で完全に喫煙禁止するのは受動喫煙防止の観点から、千代田区同様に必須。 歩きたばこだけでなく路上喫煙も区内全域で罰則をもうけて禁止すべき。 喫煙は喫煙所だけで認めればよい。たばこ税で喫煙所を区内全域で整備して分煙を徹底すべき。 路上喫煙は機動力のある警察にも取り締まりを担当してもらうべき。 公開敷地や広場などすべての公共スペースを禁煙にすべき。 すべての通学路を禁煙にして、子どもを受動喫煙から守るべき。 限定的な禁煙重点地区だけ禁煙にして、ほかのところの受動喫煙を放置するのは行政の責任放棄だと思う。 路上喫煙には重い罰則を儲けてほしい。 公園、公園周囲の路上喫煙にも罰則をもうけてほしい。 禁煙重点地区や公園には、喫煙違反者を監視する防犯カメラを設置して、違反者の画像を江東区ホームページで公開すると抑止力になるのでは。	禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。喫煙場所の確保につきましては、民間事業者との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。
19	賛成。少しでも早く規制を強化して欲しい。公園で禁煙の看板がある目の前で、こどもがいても関係なくタバコを吸う人が非常に多い。公園に公衆トイレがある場合、トイレを利用するタクシー運転手などが、公園前に駐車して道路上でタバコを吸う場面も多く見受けられる。禁煙区域ではないかと思うが公園近辺は配慮いただきたい。	各施策に順次着手してまいります。 公園内の喫煙につきましては、ご意見を踏まえ、一層のルールの周知と注意喚起を行ってまいります。
20	路上等での喫煙に罰則金支払いを命じていただきたいです。 その上で、路上喫煙者の多い所(煙草のポイ捨てが多い所)に、「路上喫煙者を見つけたらこちらに通報を!」と通報先のHPに飛ぶQRコードの書かれた看板を置いていただきたいです。実際に捜査等をしなくとも、路上喫煙をしようとする人をドキッとさせることで、抑止力に繋がると思います。	罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。
21	装置付きの部屋を作っていただきたい。受動喫煙もだが匂いもキツくタバコを吸わない人間	歩行喫煙等につきましては、パトロール指導員が区内全駅周辺を巡回し、違反行為の是正・中止を指導しています。違反行為が見受けられる場所がありましたら、情報提供いただければ幸いです。 私有地内での喫煙につきましても、周囲への受動喫煙防止の配慮義務がありますので、強制力のある対応はできませんが、引き続き、施設管理者への周知等に取り組んでまいります。 ニコチン依存症治療に保険が適用される区内の医療機関をまとめたリーフレットを作成・配布しています。また、禁煙を希望する区民への支援施策として、令和2年度より禁煙外来治療費の一部助成事業を実施しています。引き続き喫煙率の減少に取り組んでまいります。

22		罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。 一部の喫煙者による心ないルール違反がなくならない現状があります。引き続き、広く啓発活動に取り組んでまいります。
23	所も多いですが、その事業所も敷地内の道路脇を喫煙場所としているところも多いです。それは区として指導できますか?また、道端で立ち止まり、またはガードレールに座って喫煙している人もよく見かけます。歩行喫煙はしてませんので、恐らくお咎めなしなのでしょ	私有地内での喫煙につきましても、周囲への受動喫煙防止の配慮義務がありますので、強制力のある対応はできませんが、引き続き、施設管理者への周知等に取り組んでまいります。 禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。取り締まり強化と併せて進めてまいります。 歩行喫煙等につきましては、パトロール指導員が区内全駅周辺を巡回し、違反行為の是正・中止を指導しています。違反行為が見受けられる場所がありましたら、情報提供いただければ幸いです。
24	喫煙者に優しい施策をお願いします。喫煙できる場所が減ってきており困っています。喫煙 場所の増加、飲食店などの分煙(吸える店、吸えない店)を進めていただきだい。よろしく お願いします。	
25	東京都千代田区が公衆喫煙所の運営者に年額288万円を上限に補助し、開設場所の賃料も全額補助する。江東区も千代田区などと同様に公衆喫煙所の整備を進め、民間での整備に金銭的補助をし、積極的に喫煙所を区内全域に整備すべきである。受動喫煙防止のため、区内全域で完全な分煙社会をつくるべきである。江東区も千代田区同様に、指定の公衆喫煙所以外は区内全域完全禁煙にすべきである。千代田区同様に、区内全域で厳しい喫煙取り締まり、指導を行い、千代田区同様の厳しい罰則を設けるべき。喫煙取り締まり員も大幅に増員し、24時間体制で監視、取り締まりをすべき。	民間事業者による公衆喫煙所新設整備への助成は、制度設計に着手してまいります。 禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのよう に担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。

26		禁煙重点地区の拡大や罰則の導入を進めてまいります。 歩行喫煙等につきましては、パトロール指導員が区内全駅周辺を巡回し、違反行為の是正・中止を指導しています。違反行為が見受けられる場所がありましたら、情報提供いただければ幸いです。
27	公の場所(公園、歩道、等々)は区民の健康を守るため全面禁煙するよう強く望みます。	禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。
28		禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。 罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいだご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。 屋外に新設する喫煙所は、関鍵とします。 協力店につきましては、健康増進法の規定を満たした店舗を指定する方向で検討してまいります。 電子タバコの喫煙につきましても、マナーを守っての喫煙を呼び掛けてまいります。

29	・過料はニュースになるくらいの高額に・パトロール指導員や過料の徴収は民間に委託 わりと早目に推進出来そうな事は、・パトロール指導員は、自転車で巡回	禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。 罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。 基本方針の性質上、「図書館で借りた書籍を自宅で読む際は禁煙」というような限定的な追加表記はしませんが、ご意見を踏まえ、広く啓発活動に取り組んでまいります。 個人の嗜好品として喫煙する自由はあり、採用基準には言及しませんが、ルール・マナーの遵守を徹底してまいります。
30	私はたばこをすいません、分煙政策には賛成するが罰則の導入ありきに見える。 喫煙所の整備を先にするべきである。 禁煙エリアに喫煙所を整備したうえで、「ここはダメだけどここなら良いですよ」と誘導して、その後どうなったか調査してそれでも減らなければ初めて罰則の導入になる。ちゃんと順番をちゃんと守った方が良いと思う、先ずは喫煙所の整備が先である。また、区には多額のたばこ税が入っているはずなのに一方的に罰則を導入すればその税金は他区に流れてしまう。このままの基本方針には反対である。もう少し喫煙者や事業者の意見も聞くべきである。お互いが納得する改正がされれば賛成する。	民間事業者等との連携を含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。 なお、一部の喫煙者による心ないルール違反がなくならない現状を踏まえますと、喫煙場所の整備と罰則の導入は、どちらが先ということではなく、併せて進めていくべきものと考えております。
31	①(2)に「工民間事業者との連携・活用」は言及があるが、「東京都政との連携」がない。江東区には、猿江恩賜公園、木場公園、亀戸中央公園他、都営の大公園があるが、今だ禁煙となっていない。これだけの広大なエリアが「治外法権」のようになっている現状がある。江東区に立地し利用者の多くが江東区民である以上、東京都にも連携(江東区との歩調合せ)をしてもらう必要がある。 ②規制強化は歓迎するが、注意を受けた場合に従わない・反発する行為(いわゆる逆切れ)にこそ罰則を設けて欲しい。迷惑行為があれば遠慮なく注意し合える社会にしない限り、規制を強化したところで見て見ぬふりは続くだろう。 ③家庭でのこどもの受動喫煙については、敢えて言及を避けているのだろうが、かなり重要な問題である(難しい問題ではあるが)。	4(5)「丁寧な個別対応の取り組み」に含まれるものと考えております。都立公園の管理運営に関して強制力のある対応はできませんが、施設管理者との協議や本方針内容の周知等に取り組んでまいります。 罰則の内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。 「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」では受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるとともに、いかなる場所においても、こどもに受動喫煙をさせることのないよう努めるなど、都民の責務に関する規定を設けています。区においても受動喫煙による健康への悪影響に関する啓発を行っておりますが、家庭内でもこどもに受動喫煙を生じさせないよう、引き続き啓発してまいります。
32	歩きタバコ撲滅に向け、罰金制度等の導入を行なっていただきたいです。	喫煙場所整備と併せて進むべきものと考えており、罰則の導入は令和9年度に実施予定です。
33	取り組みの2番目と3番目を逆にしてほしい。 まず3番目の喫煙所の設置をしてから、2番目の罰金制度を設けてほしい。 また喫煙所の設置場所は各コンビニであれば助かります。	一部の喫煙者による心ないルール違反がなくならない現状を踏まえますと、喫煙場所の整備と罰則の導入は、 どちらが先ということではなく、併せて進めていくべきものと考えております。 民間事業者等とも連携しつつ、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めて まいります。

江東区役所からすべての喫煙所をなくすべきである。

江東区議会棟に、事実上区議会議員専用の喫煙室があるが税金の無駄遣いである。議員の喫煙・たばこ利権を重視するのはおかしい。

23区内の議会で喫煙室があるのは江東区だけ。江東区議会の事実上議員専用の喫煙室は廃止すべき。

バイク・自転車乗車中の喫煙行為は大変危険、迷惑なので、罰則を設け、警察と連携し、厳しく指導、取り締まりしてほしい。自転車・バイク乗車中の喫煙が禁止であることを周知してほしい。

|歩きたばこだけ、区内全域で禁止しても受動喫煙防止にはまったくなっていない。区内全域 |路上(広場、公開敷地等公共空間含む)全面禁煙にし、罰則を設け、24時間体制で厳しく |取り締まるべき。

34 ベンチでの喫煙、立ち止まっての喫煙も全面禁止すべき。

区内にたばこ税と寄付で煙の漏れない喫煙所を多数整備し、そこに誘導し、それ以外は完全禁煙にして完全分煙社会を実現すべき。

子どもの前で喫煙する行為は子どもへの虐待である。家庭など私的空間、公共空間、公道、公園、公開敷地、全通学路含め、子どもに受動喫煙させる行為を罰則付きで禁止し、子どもを受動喫煙から完全に守るべき。

他人に受動喫煙させる行為は健康への被害を与えるので、傷害罪や殺人未遂罪等に該当する可能性がある。受動喫煙による健康被害に対し厳しい罰則を適用すべき。取り締まりを強化すべき

区内全域24時間完全禁煙にすべき。「禁煙重点地区」のみ禁煙というのはまったくナンセンスだと思う。千代田区や渋谷区などのようになぜ区内全域禁煙にできないのか。たばこ利権重視ではないか。区民を受動喫煙から守る視点が全くない。

現喫煙所が区役所利用者のみならず区役所周辺の方にも広く利用されていることから、区役所内に喫煙所を設置しないことにつきましては、区役所敷地内及び区役所周辺においてたばこのポイ捨てや隠れ喫煙等が発生する恐れがあり、区役所内の管理をしていく上で秩序保持・清潔保持等について課題が生じると考えております。なお、区役所本庁舎内において、令和7年7月にトレーラー型の閉鎖型喫煙所の設置を予定しており、望まない受動喫煙が発生しないよう管理・運営してまいります。

議会棟は健康増進法に定める第二種の施設に分類され、屋内に完全に分煙化された喫煙専用室を設けることができることとなっております。本区議会棟内の喫煙室については、健康増進法の改正に伴って令和元年6月の議会運営委員会で協議した結果、存続することが決定されており、同年8月には排気能力の高い換気扇に取付け・取替え工事を行い、現在に至っております。マナーを守って喫煙することは個人の自由ではありますが、受動喫煙のリスクもあることから喫煙者に対しては今後も必要な声掛けを行ってまいります。

自転車等による移動中の喫煙禁止につきましては、周知を徹底し、警察とも連携しながら対応してまいります。

禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。 喫煙場所の確保につきましては、民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や

喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。

「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」では受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるとともに、いかなる場所においても、こどもに受動喫煙をさせることのないよう努めるなど、都民の責務に関する規定を設けています。区においても受動喫煙による健康への悪影響に関する啓発を行っておりますが、家庭内でもこどもに受動喫煙を生じさせないよう、引き続き啓発してまいります。

罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。

江東区たばこに関する基本方針改訂素案(案)

4 具体的な取り組み

(3) 受動喫煙をなくす取り組み(健康に関する啓発・支援事業)

ウ受動喫煙防止対策の事業者支援事業

複数の従業員がいたり、一定以上の広さがあったり、喫煙専門店ではなくいわゆる普通の飲 35 食店であるなど、明らかに都の基準を満たしていないと思われる飲食店が散見されます(門 前仲町~木場~東陽町のあたりなど)。

必要以上に厳しくする必要はないと思いますが、しっかりとルールを守る事業者がいる一方で、やったもの勝ちやまじめに守る方が損というようなことにはならないようにした方がいいと思いますので、許可審査の厳格化や巡回・情報提供等に伴う日常的な確認や指導を強化した方がいいのではないでしょうか。

屋内に喫煙場所を設置する場合には健康増進法・東京都受動喫煙防止条例の規定する基準を遵守するよう引き 続き啓発を進めてまいります。また、法・条例の施行から時間が経過していることから、新規出店の店舗等へ の巡回啓発・標識掲示確認等も進めてまいります。

36	店の脇の、川沿い遊歩道の入り口スペースのベンチ付近でタバコを吸う人々が増えて、もは や、子供を連れて散歩することもなくなりました。 近隣のオフィスピルが全面禁煙になったり、吸う場所が無くなった人々が、公共の場所、特 に川沿いの遊歩道やベンチなどで喫煙するケースが増えています。 吸い殻を川に捨てる者、ボイ捨てする者が後をたちません。企業はピルを禁煙にして対策し ているつもりでも、その皺寄せは近隣住民にきており、頻繁に掃除しても、キリがありませ ん。 以前も区のホームページから相談させていただきましたが、公園は全面禁煙となっています が遊歩道は禁煙では無いとの事で、注意喚起レベルの看板を立てていただいてはいますが、 正直あまり効果がありません。 美しい水辺の町である深川、江東区にとって、遊歩道は大切な場所です。小さな子供たちも 多く散歩する道が、喫煙所と化しているのは嘆かわしいばかりです。 この機会にぜひ、遊歩道および、橋の袂の休憩スペースなどの全面禁煙化を推進いただく事 を切にお願い致します。	公園や散歩道につきましては、現場の状況を注視し、看板の設置位置や表現方法の見直し等による一層のルールの周知と注意喚起を行い、環境改善に努めてまいります。 禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。
37	区内の歩道や公園における喫煙により、近隣住民の受動喫煙被害が続いています。 区としては『江東区歩行喫煙等の防止に関する条例』により表面的な対策を謳っているもの の、歩きたばご禁止や時間指定のある禁煙重点地区の指定など、ほぼ効果のない骨抜き条例 となっており、結果として受動喫煙被害が放置された状態になっています。 また、区内においても東京都管轄のエリアにおいては、区に改善要望を出しても東京都管轄 ということで積極的に動かないということも発生しており、区と東京都の連携にも課題があります。管轄外だからやらないではなく、建設的に必要なステークホルダーを巻き込んで解決を実現する姿勢が必要です。 更に、追加の論点として、現在の江東区は日本人以外の住民や労働者も多く、日本人の伝統的価値観に基づく性善説は通用しなくなっています。 現実と向き合い、性悪説も視野に入れた対策が必要です。 受動喫煙被害のイシューについては、喫煙者の「喫煙したい欲望を満たしたい」という欲求の議論なのではなく、喫煙者が他人に受動喫煙被害をもたらしている状況を改善するという、より優先されるべき健康被害問題です。 既に同じ東京都内の隣接区で実現されている政策・条例について、江東区で実現できない、又はしない理由は、もはやないのではないでしょうか?	都有地内等における管理運営に関して強制力のある対応はできませんが、施設管理者との協議や本方針内容の周知等に取り組んでまいります。 他区の政策を参考にしつつ、望まない受動喫煙を防止するため、問題解決に取り組んでまいります。

38	豊洲三丁目公園は、禁煙のはずだが、夜間などにも喫煙違反者が多い。夜間にも区の職員を巡回、注意させるべき。何の罰則もないのでは、違反者はなくならない。「園内禁煙」の看板を立てただけで仕事をした気分になってはいけない。公園内禁煙には、厳しい罰則を設けるべき。機動力のある警察とも連携し、違反行為があった場合、警察に通報すれば対処してもらうよう連携してほしい。公園内や路上などの受動喫煙問題が同一箇所で3回以上発生すると、「区長への手紙」だと3回目以降は個別回答、個別対応しないのはおかしい。丁寧な個別対応とは正反対の姿勢である。「区長への手紙」以外の方法で、受動喫煙問題の通報を受け付けるべき。世田谷区のように受動喫煙コールセンターを設置し、丁寧な個別対応をすべき。豊洲運河や公開敷地含め、公共空間はすべて禁煙にすべき。公開敷地での受動喫煙対策、禁煙表示を公開敷地管理者に条例で義務付けるべき。24時間体制で喫煙を監視、指導、取り締まりを行うということならばあってもいいが、それ以外の場所での喫煙を野放しにするのであれば断じて容認できない。区内全域完全禁煙にすべき。喫煙所マップを作成し、喫煙者に周知すべき。受動喫煙を防ぐには指定された喫煙所以外完全禁煙にし、分煙にするしかない。千代田区などのように公金で喫煙所を整備すべき。禁煙重点地区、公園には24時間体制の監視カメラ、防犯カメラを設置し、区役所で24時間体制でモニターし、喫煙違反者はペナルティーとして顔写真を区のホームページで公開すべき。抑止力になる。公園等の防犯力強化にもつながる。公園の防犯カメラ設置を徹底すべき。外国人の喫煙違反者への指導、対策を強化すべき。公園、路上の禁煙表示は最低、日本語、英語で行うべき。	豊洲三丁目公園につきましては、各時間帯における喫煙実態調査を実施し、その調査結果から、喫煙者数が増加する時間帯において定期的に職員による喫煙パトロールを実施しております。 喫煙行為に対しては罰則で規制するだけではなく、喫煙者のマナー・モラルの向上も広げていくことが大切であり、区立公園及び児童遊園での喫煙行為に対しては、禁煙看板の設置による啓発、職員によるパトロールでの指導により、公園利用者の安全と安心を守るよう努めてまいります。 屋外における受動喫煙被害の相談等は、「区長への手紙」のほか、担当部署にて区ホームページ(問い合わせフォーム)・電話・FAX・窓口で受け付けており、現時点では、専用窓口を設ける予定はございません。なお、「区長への手紙」にて同一人から寄せられた同趣旨4回目以降の情報提供につきましては、回答は同内容となるため控えます(「区長への手紙の取扱いに関する要綱」第7条第3項による)が、継続して個別に対策を講じております。 公開空地内等における管理運営に関して強制力のある対応はできませんが、施設管理者との協議や本方針内容の周知等に取り組んでまいります。 禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。 公園内の防犯カメラにつきましては、施設の破損等、いたずらが多くみられる公衆便所を対象とし設置しております。現在、防犯カメラを設置していない公園につきましては、引き続き、施設の破損等いたずらの発生状況を注視し、設置の検討をしてまいります。禁煙表示につきましては、最低でも日本語、英語で表示いたします。 路上における外国人への周知は、多言語対応の表示や啓発物を活用して今後も取り組んでまいります。
39	喫煙不可エリアの拡大と罰金についは再検討すべきと考えます。 まずはたばこ税を活用した喫煙場所整備を区として明確にしてからの判断を期待します。	一部の喫煙者による心ないルール違反がなくならない現状を踏まえますと、禁煙重点地区の拡大と罰則の導入につきましては、受動喫煙防止の観点から取り組むべきものと考えております。 喫煙場所の確保につきましては、民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や 喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。
	現在の素案内容は及第点と認識。実態として歩きタバコをしている人や、禁煙エリア・時間帯でも喫煙している人はいる。また、以前より改善意見を提出しているが対応が遅いと感じている。段階的で構わないのでより厳格化、スピーディーな改訂を推進いただきたい。	改訂後の本方針に基づき、順次各施策を推進してまいります。
41	たばこに関しては厳しい条例や喫煙する場所が少なくなってます。今回も区の政策でたばこが吸える場所を制限するのですから、区の責任として公共の場に喫煙所を十分に設置してください。亀戸駅東口には飲食店以外吸える場所が無いせいか公開空地や近隣公園に吸い設が多く子を持つ身としても環境が良いとは言えません。ただ規制すると吸えなくなった人たちがその辺で吸ってしまうため分煙社会の実現にはならないと思います。 行政の政策により喫煙場所が制限されている、実情を踏まえたうえで喫煙所も整備して欲しいです。以上ご確認宜しくお願いします。	喫煙場所の確保につきましては、望まない受動喫煙をなくすことを目指し、民間事業者等との連携も含め、閉 鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。

42	先ず、2022年の区立公園全面禁煙に対しパブリックコメント無しで実行し町にポイ捨てが増えた事、遺憾に思っております。今回の素案についても、いきなり喫煙エリア拡大してしまうと、エリア外でたばこを吸うひとが必ず現れポイ捨ての増加や迷惑行為などの問題が発生すると思われます。単に禁煙エリアを拡大するのではなく、区の責務において、然るべき場所に喫煙所を設置してから、ルールの徹底を行うのがスムーズだと思います。たばこを吸う方、吸われない方双方が我慢をする事のなく、気持ちよく暮らせる街づくりを希望します。	2020年からの区立公園全面禁煙にあたって、パブリックコメントは実施しておりませんが、「江東区たばこに関する基本方針(案)」について、区民の皆様のご意見を幅広く把握するため、令和3年2月から3月に実施をした区民アンケート調査において、約9割の方から「区立公園の禁煙化を評価する・ある程度評価する」との回答をいただいております。 民間事業者等との連携を図りながら、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。 一部の喫煙者による心ないルール違反がなくならない現状を踏まえますと、受動喫煙防止の観点から規制拡大はやむを得ないものと考えており、喫煙場所の整備とどちらが先ということではなく、併せて取り組んでまいります。
43	他の区を事例にあげると、千代田区や中央区は喫煙所の数が多いと思います。千代田区や中央区は喫煙所を企業に作ってもらう制度があるとネット記事で見ました。他の区を参考にして、区内に十分な喫煙所が作ることができる制度が江東区にも必要だと思います。	喫煙場所の確保につきましては、望まない受動喫煙をなくすことを目指し、民間事業者等と連携しつつ、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。
44	たばこを吸う人も吸わない人も快適にとの事ですので、設置される喫煙所はすべてのたばこを吸えるようにして下さい。 昨今、海外の旅行客も多く、ヨーロッパの方は火をつけるたばこ、アメリカの方は電子タバコが多いと聞きます。田町駅など、最近は加熱式たばこしか利用できない喫煙所を目にしますが、ただでさえ吸える場所が無いのに、吸うものまで規制するのはいかがかなと思います。規制するとそれ以外の喫煙者が溢れているのを多々見ます。	区設置の公衆喫煙所につきましては、従前どおり喫煙可能なたばこについて限定はしない予定です。
45	おります。一方、健康な住民のみなさまへの検診サービスですので、通常の一般医療におけ	江東区のがん検診は、国の指針に基づいて行っており、検診の実施により、がんの早期発見・早期治療につなけることで、死亡率を下げる効果が科学的に証明されていると国が認めたものを主に対象としております。現在、肺がん検診は胸部エックス線検査と、重喫煙者(50歳以上で一日の喫煙本数×喫煙年数が600以上)に対する喀痰検査が推奨されており、低線量CT検査は指針に導入されておりません。ですが、国立がん研究センターの「有効性評価に基づく肺がん検診ガイドライン2025年版」において、重喫煙者に対する検診として低線量CT検査が推奨されることとなり、今後国において、指針の導入に向けての検討がなされる方向です。江東区としましては、引き続き国の動向に注視し、国の指針に基づいた検診を行うよう検討してまいります。
46	松日身喫煙台ではありますが、体に煙の臭いがつかないよつ日頃から11億しています。その	民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。 広い喫煙所の新設は、用地の確保という点で難しい状況もありますが、民間事業者との連携も含め、閉鎖型公 衆喫煙所の整備を進めてまいります。また、整備の際には所定の排気性能を備えたものとする予定です。

47	喫煙できないエリアを拡大していくのであれば、当然ながら並行して全駅の徒歩圏内に喫煙可能な場所を設けていただけると信じております。喫煙できる場所が駅周辺にできればたばこを吸わない人たちへの配慮も十分にできると考えます。 私は豊洲駅を利用していますが、駅付近に公衆喫煙所がなく、ららぽーと豊洲などの商業施設や駅近隣ビルの喫煙所を利用していますが、この状況は非常に不便です。駅周辺に公衆喫煙所が整備されることでポイ捨てなどの喫煙マナー改善にも繋がるのではないかと考えていますので、ご検討お願いします。	喫煙場所の確保につきましては、望まない受動喫煙をなくすことを目指し、民間事業者等との連携も含め、閉 鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。
48	歩きたばこ、自転車たばこ、見え辛い一角でたばこを固まって吸っている人など見かけます。区民、在勤者、外国の観光客どなたが多いのかわかりませんが、しっかり区が喫煙所を作ることで解決することがあると思います。 他の区では、喫煙所が利用者であふれ、ただのパーテーション的な喫煙所で少し離れた所でも臭いがする状況もあるので、喫煙所を作る際は利用者数に合わせた大きさや一切外にタバコ煙が出ない仕組みにするべきです。辰巳駅前の喫煙所も駅前に臭いが漂っており、あの場所であれば、もっと密閉された空間にしてほしいです。また喫煙所内に禁煙を促す情報発信なども行ってください。同時に、喫煙者がいる会社は建物内か自社内に喫煙所を作るよう区からの要請、指導もできるようにすべき。	民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。 既設公衆喫煙所の改修につきましても閉鎖型を前提に検討を進めてまいります。 広く受動喫煙による健康影響に関する啓発を行っておりますが、啓発場所については検討してまいります。各事業者から喫煙室の設置についてご相談いただいた際には健康増進法・東京都受動喫煙防止条例の規定する基準を遵守するよう指導・助言するとともに、事業者支援として、希望する事業者には専門のアドバイザー派遣を行う事業を実施しています。
49	海外では屋外での喫煙は自由な国が多いため、悪気なく外で喫煙してしまう方も多いと思います。観光客にもわかりやすい駅周辺に喫煙所を作って、喫煙所で吸ってもらえる案内をしてほしいです。	観光客等外国人への周知は、多言語対応の表示や啓発物を活用して今後も取り組んでまいります。
50	私はたばこを吸いませんが、たばこのポイ捨ての多いところをたまに見つけます。 地域の景色や街の清潔さを保つためにも、喫煙所の設置をお願いしたいです。たばこを吸う 人も喫煙所があればしっかりルールを守ってもらえると思います。	喫煙場所の確保につきましては、望まない受動喫煙をなくすことを目指し、民間事業者等との連携も含め、閉 鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。
51	駅を中心に禁煙地区が広くなるということですが、地区外にあるたばこ店やコンビニの灰皿の撤去はやめてください。灰皿の撤去は路地で隠れて吸う方が増えるだけだと思うので。喫煙所の設置場所について具体的な計画場所の記載がありませんでしたが、まずは禁煙地区内につくってください。また、煙が漏れづらい喫煙所としていただけると助かります。	私有地内の灰皿につきましては、区による強制的な撤去等の対応はできません。 区新設の公衆喫煙所につきましては、禁煙重点地区の指定がある駅周辺を念頭に適地選定に取り組んでまいります。
52	都心エリアはタバコを吸える場所やルールが厳しく、江東区がそういったエリアも参考にしていると思うが、江東区では江東区に合わせた形を検討すべき。江東区は下町文化も残っており、都心部のようなルールが必要なのか疑問。江東区の実態に即して、区民の声を聞きながら進めて欲しい。 区の戦略で禁止するなら、代わりに喫煙者には吸える場所を提供する必要がある。最近は公園や幼稚園に対してもクレームや通報がされる世の中。喫煙所も同様にクレームがあるでしょう。それでも本筋から逸れずクレームに負けないでください。大半の区民は喫煙所設置に賛成だと思います。	望まない受動喫煙をなくすことを目指し、各地域の現況等を考慮して対策を進めてまいります。 民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めて まいります。
53		禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定です。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な選択肢のひとつとして検討してまいります。罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。規制対象のたばこの範囲につきましては、検討のうえ明確にしてまいります。

54	江東区在住の喫煙者です。禁煙エリアが広がる前に、すべての駅で喫煙所設置は終わる予定でしょうか。 また区内で設置予定の喫煙所を、どこに/いつ頃/いくつ増やす予定なのか教えて頂きたいです。	禁煙重点地区の拡大と喫煙場所の整備は、どちらが先ということではなく、併せて進めていくべきものと考えております。 区新設の公衆喫煙所につきましては、望まない受動喫煙をなくすことを目指し、禁煙重点地区の指定がある駅周辺を念頭に適地選定に取り組んでまいりますが、用地確保や地域との調整などが必要なことから、現時点において時期や箇所数の設定は難しい状況です。なお、喫煙場所の確保につきましては、民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。
55	街のゴミ拾いを定期的にしています。その際にたばこの吸殻が集中して落ちているエリア (豊洲の駅前等)があり、喫煙所を作るならばゴミが集中している場所に作るのが良いと思 います。	区新設の公衆喫煙所につきましては、望まない受動喫煙をなくすことを目指し、禁煙重点地区の指定がある駅 周辺を念頭に適地選定に取り組んでまいります。
56	私は喫煙者です。 喫煙所が少ないことを常日頃課題に感じております。 江東区にはたばこ税がたくさん納税されていると思いますが、たばこ税の使用方法として喫煙所を作ることに使えないのでしょうか? たばこ税で喫煙所をつくるのであれば、たばこを吸わない区民も納得すると思います。 実際、たばこ税は何に使われているのか疑問なので、明確にしていただきたいとも思っています。 駅前など、歩きたばこをしている人がたまにいますが、たばこを吸える場所が少ないのも原因の一つだと思います。 観光客も多く見かけるようになっており、たばこを吸える場所がしっかりあることが外から来た人にマナーを守って貰うためには必要だと思います。 せっかくたばこ税があるので、そのお金を使って喫煙所を用意していただくことは、区民が安心して生活できることに繋がると強く思います。 是非、たばこ税は明確かつ有効にご使用願います。	喫煙場所の確保につきましては、望まない受動喫煙をなくすことを目指し、民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。 たばこ税につきましては、地方税法上使途を限定されない普通税となっており、使途が限定される目的税とは異なり、一般財源として区の様々な事業の経費に充てられています。 屋外分煙施設等を本区で整備することになった場合には、その整備費用の一部として活用されていくものと認識をしております。
57	喫煙所の数が少ないことで公園や道で喫煙をしている人を見かけます。喫煙所が少ないことが原因の一つと考えます。 特に豊洲エリアは外国人観光客も多く、駅周辺に喫煙所がありません。誰もが使いやすい喫煙所の整備を期待します。	喫煙場所の確保につきましては、望まない受動喫煙をなくすことを目指し、民間事業者等との連携も含め、閉 鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。
58	以前に比べてたばこの煙を気にする場面がだいぶ少なくなったように感じる。今のように、 喫煙場所の確保につとめるようにしてもらえると非喫煙者にとっても助かります。	喫煙場所の確保につきましては、民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や 喫煙場所協力店等の活用を進めてまいります。

59	私が言いたいのは、「タバコを吸うのは個人の自由だ」とは完全には言えないということだ。 ・喫煙所を設置するなら、煙が外に漏れないようにしてほしい。 ・罰金を科するなら、本当に罰金を徴収するスタッフをあちこちに配置してほしい。 ・歩きタバコはダメだけど、「立ち止まりタバコ」はOK、をやめてほしい。 ・区民の健康を願う一環として、禁煙を後押しする法令や施策をしてほしい。 ・タクシーについて、ドライバーが非喫煙者であることがわかるステッカーを貼ってほしい。 ・タバコを吸ってすぐに電車やバスに乗ることを禁じてほしい。 ・タバコを吸ってすぐに電車やバスに乗ることを禁じてほしい。 ・赤ちゃんを産もうという人を応援するなら、タバコを販売するお店の数を減らしてほしい。公園に隣接するコンビニでタバコを売るのを禁じてほしい。 実際、禁じることは難しいのだろう。でも、結果として、公園や道で、歩道橋の下で喫煙する人がいなくなる方法を考えてほしい。 ・ルール違反で喫煙している人がいたら通報できる窓口を設置してほしい。 全体的に、もう一歩すすんで具体的に禁煙が広がるような案にしてほしい。	区設置の公衆喫煙所につきましては、新設・改修ともに閉鎖型とします。 罰則の導入は、令和9年度に実施予定です。内容につきましては、このたびいただいたご意見や今後実施予定 の区民アンケート結果等を参考にしつつ、取り締まり方法と併せて検討してまいります。 禁煙重点地区の範囲は、令和8年度以降、順次拡大予定であり、喫煙場所の整備と併せて進めるものと考えて おります。区内全域化につきましては、実効性をどのように担保するかという課題に取り組みつつ、将来的な 選択肢のひとつとして検討してまいります。 喫煙すること自体を禁じることやたばこ販売を禁じることはできませんが、受動喫煙防止の観点を重視した施 策推進に取り組んでまいります。 ニコチン依存症治療に保険が適用される区内の医療機関をまとめたリーフレットを作成・配布しています。また、禁煙を希望する区民への支援施策として、令和2年度より禁煙外来治療費の一部助成事業を実施していま す。引き続き喫煙率の減少に取り組んでまいります。
60	最近喫煙者のマナーが良くなっているようで、吸い殻のポイ捨ても目立たなくなっている し、喫煙所以外の路上で喫煙している人も見かけなくなりました。ですが、江東区は公共的 にたばこを吸える場所が他区と比べて圧倒的に少ないように感じます。たばこを吸う場所も なく十分な検証もないのに、罰則ありきになっているのが疑問です。	喫煙場所の確保につきましては、民間事業者等との連携も含め、閉鎖型公衆喫煙所の整備、指定公衆喫煙所や 喫煙場所協力店等の活用を進めてまいりますが、一部の喫煙者による心ないルール違反がなくならない現状を 踏まえますと、罰則の導入は、受動喫煙防止のため取り組むべきものと考えております。
61		喫煙可能な場所の周知に取り組んでまいります。 公衆喫煙所等整備の際は、場所や大きさを十分に検討してまいります。
62	法律で喫煙が認められている以上、依存症の者はいつまでも止めない。歩きたばこはだめだけれど、留まり(路上)たばこはいいなどと言っている以上、いつまでも吸わない方が損することになる。区役所のところのベンチや交番前のガードレールにすわって吸う者もいる。区役所近くの飲食店でも、堂々と閉鎖型の喫煙所などないのに吸わされているところもある。保健所もだらしがなくて、少しも取りしまらない。まあ、江東区には議員用の喫煙所などというものまであるそうだがら、何を言うも絵に描いたもちにすぎない。「罰則」なんて言ったって、わずかな罰金を取るくらいでは、依存症の人は止めはしない、カッコだけ、やりますというのはやめてほしい。	禁煙重点地区の規制拡大や罰則の導入を順次実施し、取り締まり方法の検討も進めてまいります。 ニコチン依存症治療に保険が適用される区内の医療機関をまとめたリーフレットを作成・配布しています。また、禁煙を希望する区民への支援施策として、令和2年度より禁煙外来治療費の一部助成事業を実施しています。引き続き喫煙率の減少に取り組んでまいります。 健康増進法・東京都受動喫煙防止条例の周知・啓発を引き続き継続してまいります。 議会棟は健康増進法に定める第二種の施設に分類され、屋内に完全に分煙化された喫煙専用室を設けることができることとなっております。本区議会棟内の喫煙室については、健康増進法の改正に伴って令和元年6月の議会運営委員会で協議した結果、存続することが決定されており、同年8月には排気能力の高い換気扇に取付け・取替え工事を行い、現在に至っております。